



国土入企第 29 号

平成 26 年 1 月 30 日

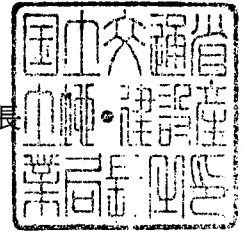
各都道府県知事 殿

(市町村担当課、契約担当課扱い)

各都道府県知事、各政令指定都市市長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長



技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 7.1%、被災三県の平均では 8.4%の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 23.2%、被災三県の平均では 31.2%の上昇となります。

国土交通省としては、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、平成 25 年度の労務単価を引き上げと同時に建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付国土入企第 36 号）を发出するとともに、平成 25 年 4 月 18 日には、国土交通大臣が直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。これに対して、多くの団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられているところです。しかしながら、下請取引等実態調査（平成 25 年 7 月実施）によると、技能労働者の賃金を引き上げた企業は 7 月時点では 36.6%に留まるなど、技能労働者の処遇改善に向けた取組はまだ緒についたばかりであるのが現状です。

このため、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付国土入企第 37 号）で貴職あてに要請した事項に引き続き取り組むことに加え、下記の措置を講じるこ

とにより、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進して頂くようお願いいたします。

なお、別添1のように、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をよろしくお取り計らいください。

記

1. 新労務単価の早期適用

公共工事の予定価格は、できる限り市場の実勢を適切に反映して作成されなければならないことから、その積算に当たっては、新労務単価を速やかに適用されるよう、よろしくようお願いいたします。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

①一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（公共工事標準請負約款第25条第6項）を運用する

②平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等としたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等

新労務単価においても、本年度当初の労務単価と同様に、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう要請しているところです。

つきましては、受注者と専門工事業者との間で、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、発注者として、受注者に社会保険料相当額の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払を指導するなどの特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本年度より公共工事設計労務単価については、技能労働者の加入に必要な

社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されていること等を踏まえ、国土交通省では、国土交通省発注工事の元請企業及び一次下請企業については、平成 26 年度中より、社会保険加入業者に限定する方向で検討しているところです。つきましては、各発注者におかれましても、同様の検討を開始していただくようお願いいたします。国土交通省の具体的な検討内容が固まりましたら別途お知らせしますので、よろしくお願いいたします。

4. 適正な価格による契約の推進

近年のダンピング受注による下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要です。

つきましては、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底することによりダンピング受注の排除に努めていただくようお願いいたします。また、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、公共発注者であっても、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてご理解をお願いいたします。

また、適正な積算に基づく設計書金額に相当程度の一定率を乗じるなどにより当該金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、「予定価格の適正な設定について」（平成 26 年 1 月 24 日付総行行第 13 号・国土入企第 27 号）で要請したとおり、厳に慎んで頂くようお願いいたします。